

いじめ防止等対策の取り組みについて

仙台高等専門学校(名取)

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に実行されるよう意識啓発を行った。	いじめのアンケートを実施する度に、教職員に対し、いじめの認知の説明を併せて行い、いじめへの認知が確実に実行され理解が深まるよう意識啓発を行った。	教員会議での説明や研修会の実施	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	対面での「いじめ防止対策会議」の開催は、学校全体で2回、名取キャンパスで1回実施し、年4回のいじめアンケートを実施した後、学生支援室会議でいじめアンケートにかかる意見交換や情報共有を行っており、対面での定期的会議は合計年7回実施している。	引き続き定期的に開催	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和7年3月18日に「ハラスメントによる心的外傷と、そこから回復過程」をテーマとした心に傷を負ったり、日常生活や学校生活に支障をきたしてしまう学生への対応などについて講習会を実施した。	引き続き定期的に開催	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	各キャンパス「いじめ防止対策委員会」、及び両キャンパス合同「いじめ防止対策会議」の規則を定め、教職員にも周知している。	引き続き、諸会議等の機会を通じ周知する	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	「学校いじめ防止プログラム」と年間スケジュールを定め、教職員に周知している。	引き続き「学校いじめ防止プログラム」と年間スケジュールを定め、教職員に周知している	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任や部活動顧問等から学生相談室へ相談できる体制を整えており、さらに、いじめに関する案件は「いじめ防止対策委員会」にて情報を集約している。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定、委員会の役割も定め、教職員へ周知している。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定、学生相談室に情報を集約し、関係教職員のみで共有できる体制を整えている。	引き続き日常的な情報共有を行う	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	対策委員会および対策会議にて報告、議論や審議を行い、R7年度の実施計画に反映させている。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめに関するアンケートは4回実施した。また、4-5月担任による個人面談を通じて幅広く学生の状況を確認した。アンケートではいじめに関する回答が6件あり、事案について適宜関係教職員と情報共有を図り、即時対応する体制を整え対応した。	引き続きアンケートを実施し、該当事案については事案について適宜関係教職員と情報共有を図る	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	委員会にカウンセラーも構成員として参画し専門家としての意見を反映させると共に、情報は関係教職員のみで共有できるようにしている。	引き続きカウンセラーが構成員として加わり開催	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラーによる心理教室・講話等で実施。	引き続き全学年を対象に研修を実施する	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	カウンセラーによる心理教室の実施を通じて、いじめの定義等について説明をしている。	研修後、理解度を図るために学生アンケートを実施した	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	学生の主体的な活動としてまだ形には表れていないが、学生相談室を中心に心理教育プログラムの実施等を通じて、加害者や被害者だけでなく傍観者にならないよう意識を涵養し、自発的・主体的に行動しようとする教育を継続して行っている。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPでいじめ防止基本計画を周知すると共に、保護者代表が委員のいじめ対策会議で取組状況を周知。	後援会役員会において学校におけるいじめ防止の取組を説明	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	事例はないが「いじめ問題早期発見・事案対処マニュアル」に規定。	「事案対処マニュアル」に基づき適切かつ迅速に対応予定	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議で、学生相談室体制やいじめ防止、学習支援等の活動について説明し意見交換している。	引き続き運営諮問会議において説明及び意見交換を行う	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	地元警察の担当係とは情報交換できる体制は整えている。	地元警察との情報交換体制を継続する	—